（前のページより続き）

○平成二十七年国土交通省告示第四百七十六号の一部を改正する件（同二九七）　四二〇
○平成二十七年国土交通省告示第四百七十七号の一部を改正する件（同二九八）　四二一
○平成二十七年国土交通省告示第四百七十八号の一部を改正する件（同二九九）　四二二
○平成二十七年国土交通省告示第四百七十九号の一部を改正する件（同三〇〇）　四二三
○平成三十年国土交通省告示第五百六十二号の一部を改正する件（同三〇一）　四二三
○平成三十年国土交通省告示第五百六十三号の一部を改正する件（同三〇二）　四二三
○平成三十年国土交通省告示第五百六十四号の一部を改正する件（同三〇三）　四二三
○平成三十年国土交通省告示第二百九十三号の一部を改正する件（同三〇四）　四二三
○平成二十九年国土交通省告示第二百九十四号の一部を改正する件（同三〇五）　四二三
○平成二十九年国土交通省告示第千百十七号の一部を改正する件（同三〇六）　四二七
○平成二十五年国土交通省告示第千二百八十八号の一部を改正する件（同三〇七）　四二七
○令和二年国土交通省告示第八百五十六号の一部を改正する件（同三〇八）　四二七
○令和三年国土交通省告示第三百十七号の一部を改正する件（同三〇九）　四二八
○令和三年国土交通省告示第三百二十六号の一部を改正する件（同三一〇）　四二九
○令和四年国土交通省告示第四百二十一号の一部を改正する件（同三一一）　四三一

本号で公布された法令のあらまし

◇地方税法等の一部を改正する法律（法律第一号）

（総務省）

一　地方税法の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

(一)　所得割の納税義務者が特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失等を有する場合には、一定の純損失の金額及び雑損失の金額の繰越期間を三年から五年に延長することとした。（第三三条及び第三一四条関係）

(二)　都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、以下の措置を講ずることとした。（第三七条の二及び第三一四条の七関係）

(1)　総務大臣による特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準（以下「指定基準」という。）に、以下の基準を加えることとした。

イ　都道府県等が指定の効力を生ずる日前一年以内（当該都道府県等が指定を受けていた期間に限る。以下「特定期間」という。）において適合すべきこととされていた基準に適合していたこと。

ロ　特定期間において行われた報告の求めに対し、報告をしなかったことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

(2)　総務大臣は、指定をした都道府県等が指定基準（(1)イ及びロに掲げる基準を含む。）のいずれかに適合しなくなった又は適合していなかったと認めるときは、指定を取り消すことができることとした。

(三)　給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができることとした。（第四五条の三の二及び第三一七条の三の二関係）

(四)　給与支払報告書等の提出義務者のうち地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法又は光ディスク等による提出義務制度の対象とならないものが、書面に代えて光ディスク等による提出をするための要件である市町村長の承認を不要とする等所要の措置を講ずることとした。（第三一七条の六関係）

(五)　肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税まで延長することとした。（附則第六条関係）

(六)　土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第三三条の三関係）

(七)　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和八年度分の個人の道府県民税及び市町村民税まで延長することとした。（附則第三四条の二関係）

(八)　特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の対象に、一定の所得割の納税義務者が払込みにより取得をした一定の株式会社の設立特定株式を加えることとした。（附則第三五条の三関係）

(九)　所得割の納税義務者が配偶者控除の適用を受けている配偶者を有する場合における配偶者特別控除の適用関係について、所要の措置を講ずることとした。（第三四条及び第三一四条の二関係）

(一〇)　法人税割の課税標準である法人税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額を含まないこととした。（第二三条及び第二九二条関係）

2　事業税

(一)　公共法人（第七二条の四第一項各号に掲げる法人をいう。以下同じ。）が収益事業を行う公益法人等（第七二条の五第一項各号に掲げる法人をいう。以下同じ。）に該当することとなった場合等には、その事実が生じた法人の事業年度は、その事実が生じた日の前日に終了し、これに続く事業年度は、同日の翌日から開始するものとすることとした。（第七二条の一三関係）

(二)　公共法人が公共法人及び公益法人等以外の法人に該当することとなった場合のその該当することとなった日の属する事業年度においては、中間申告納付をすることを要しないものとすることとした。（第七二条の二六関係）

(三)　通算法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合におけるその通算法人の法人の事業税の確定申告書の提出期限について、次のとおり改めることとした。（第七二条の二九及び第七二条の三〇関係）

(1)　その通算法人の残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の事業税の確定申告書の提出期限について、その事業年度終了の日から二月以内とすることとした。

(2)　その通算法人の残余財産の確定の日の属する事業年度について、法人の事業税の確定申告書の提出期限の延長の特例を適用できることとした。

(四)　一定の要件を満たす蓄電用の電気工作物を用いて電気を放電する事業を発電事業とすることに伴い、法人の事業税の分割基準について、所要の規定の整備を行うこととした。（第七二条の四八関係）

(五)　個人の事業税の納税義務者が特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失等を有する場合には、一定の損失の金額の繰越期間を三年から五年に延長することとした。（第七二条の四九の一二関係）

(六)　銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第九条関係）

(七)　電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和五年四月一日から令和八年三月三一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、次